

見附市議会規程第2号

見附市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月8日

見附市議会議長 佐野 統康

見附市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程
見附市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年見附市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」を「保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。